

令和3年度12月期－2 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

総務部情報管理課

6 監査の期間

監査対象期間 令和3年4月1日から令和3年11月30日まで
監査実施期間 令和3年12月6日から令和3年12月24日まで

7 本監査の期日

令和3年12月24日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 文書事務

切手受払簿において残枚数は合致していたが、受け払いの記載内容に誤りが確認された。

2 財務事務の執行

契約事務においては、契約書をはじめ多くの契約関係書類に処理誤り等が散見されるなど課題が見られた。

また、「令和3年度龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）公衆無線LAN導入業務委託事業」においては、9月補正予算後の10月に予算流用を行い契約を実施しているが、予算執行管理上においては課題であると思われる。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

3 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

4 意見

これまでも、定期監査においては契約事務関係のミスの是正改善を求めてきたが、同様のミスが多く確認されたことは、十分に確認検証しないまま従来どおりの事務を継続してきた結果でもあると思われる。今後は再度チェック体制など事務執行体制の見直し強化を望む。

情報管理課においては、デジタル化の積極的な推進また市民に対する説明責任や長期に渡り影響を及ぼす公文書の管理などの重要性を改めて認識していただきたい。

財務事務等の執行において課題は見られたものの、それ以外については概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。